

# 家庭の日の設定について

(昭和60年4月1日設定)

## 1. 趣旨

家庭は、青少年の人格の形成に大きな影響をもつ場である。

そこで、家庭が青少年の健全育成に関し、いかに大切な役割を果たしているかを区民とともに考え、明るく健全な家庭づくりを推進するため、毎月第三日曜日を「家庭の日」として設定する。

## 2. 内容

家庭は、毎月1回家族団らんの場をもつけるとともに、親子でスポーツを行ったり、さらに地域社会の行う行事へ親子で積極的に参加するなどし、明るく健全な家庭づくりを進める。

また、家庭、地域社会、関係機関は一体となり、「家庭の日」の啓発、普及を図るため、次の推進目標に沿った活動をする。

## 3. 推進目標

### (1) 家庭

家族そろってスポーツ・レクリエーションを行ったり、地域団体の行事に参加する。

家族で家庭内の仕事を分担する。

家族間の触れ合い、話し合いなどを積極的に行う。

### (2) 地域社会

家族そろって参加できる行事を実施する。

「家庭の日」を地域社会の会合の際、積極的に啓発し、浸透させる。

### (3) 関係機関

「家庭の日」の区民への普及、啓発活動の促進をする。

親子で憩える場やスポーツ施設の利用をはかる。

## 4. 実践活動のめやす

### (1) 家庭が実施する事項

親子の触れ合いが深められる、家族そろっての食事や親子で楽しめるスポーツ・ゲームをする。

家庭内で仕事を、親子で役割分担を定め家族そろって行う。

地域に親子で参加できる行事がある際は進んでこれに参加する。

家庭内に「家庭の日」を定着させ、これの習慣化をはかる。

(2) 地域団体が実施する事項

親子で楽しめるスポーツや文化活動を行う。

地域団体が行う各種の会合の際、参加者に「家庭の日」の周知とその意義、あり方について理解を求める。

「家庭の日」の立看板等を地域内に掲出する。

(3) 関係機関が実施する事項

「家庭の日」を江東区報等により、江東区民に周知する。

「家庭の日」の啓発用けんすい幕及び立看板等の作製と掲出をする。

親子で楽しめるスポーツやレクリエーションを行ったり、家庭教育を高める会合を開催する。

5. 推進方法及び推進団体

江東区・江東区教育委員会及び江東区青少年問題協議会が主体となり、家庭・地域団体と協力し「家庭の日」の普及、啓発及び事業活動を推進する。